

新宿区高齢者等おむつ費用助成のご案内

日常的におむつを必要とする方に対して、おむつ費用を助成します。

■対象者

新宿区に住民票があり、以下の要件をすべて満たす方

- ① 要介護1以上の方（第2号被保険者の方を含む）または65歳以上で医療機関に入院中の方
- ② 日常的におむつを必要とする方
- ③ 介護保険料段階第1～8段階の方
- ④ 心身障害者おむつ費用助成を受けていない方



※ 特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院等の入所者は、助成対象となりません。（「介護保険」の対象になります。）

■内容

月額10,000円を上限に、おむつ費用を助成します。

- 【現物助成】カタログから希望の商品を選び、業者に直接注文、配送時に負担金支払い
- 【代金助成】おむつ持込み不可の病院に入院しているなど、現物助成が困難な方が対象（年4回、3ヵ月ごとに領収書の写しの提出が必要）

※申請書を受理した月からの助成開始となり、申請前にさかのぼって助成はできません。
※助成（現物・代金）は月単位ですので、同月に現物と代金を重複して受けることはできません。

■利用者負担

助成限度額（月額10,000円）以内で、かかったおむつ費用の約1割。

※限度額を越える部分は自己負担です。

※ご本人が住民税非課税、生活保護または中国残留邦人等支援給付を受けているときは、自己負担が生じません（限度額超過分は除く）。

■必要な手続き

以下の窓口で、申請書にご記入いただくなど、必要な手続きをしてください。

- ・新宿区 福祉部 高齢者支援課 高齢者相談第一係・第二係
- ・お近くの高齢者総合相談センター

※高齢者ご本人の状態に応じて、手続きに必要な書類が異なります。
事前に下記までお問い合わせください。

【問合せ先】

新宿区 福祉部 高齢者支援課 高齢者支援係
電話：5273-4305（直通）
FAX：5272-0352